

平井川流域連絡会（第三期）第3回

議事録（要旨）

日時：平成17年3月24日（木）19時～

於：あきる野ルピア3階（産業情報研究室）

次 第

1．開 会

2．議 題

（1）「平井川河川整備計画」の検討状況について

（2）分科会の活動状況について

（3）平成17年度河川工事予定について

（4）その他

3．閉 会

1. 開会

事務局 (開会の挨拶・欠席者の報告・退会委員の報告・配布資料の確認)

2. 議題

(1) 「平井川河川整備計画」の検討状況について

座長 河川部の方からお願いします。

河川部 「平井川河川整備計画」の検討状況について報告させていただきます。資料は河川整備計画策定スケジュール(予定)、平井川流域河川整備計画(素案ドラフト)に対する意見・対応表と新・旧比較表で説明させていただきます。

整備計画検討会はスケジュール通り、今まで11月2日と1月20日、3月3日に「平井川流域河川整備計画素案ドラフト」の読み合せを行ってきまして、読み合わせについては5月までを予定しています。素案ドラフト本編は21ページあり、今のところ14ページまで読み合せをおこなっていますので、残りの1回でと思っています。読み合わせが終了した時点で整備計画の素案というかたちでまとめたいと思います。まとめましたら、東京都の関係機関と国との協議に入っていくながら、7月以降も検討会の委員の方たちと意見交換しながら、修正点等あれば、修正していきたいと思っています。7月以降については、ゾーニング資料などの作成。整備計画そのものが基本方針的な内容になりますので、委員の方からのご意見をふまえて、ゾーニング的な資料が必要となっているのかなと思い、このような資料作成をいま考えており、この進め方などはこれから詰めて行きたいと思っています。整備計画素案ドラフトの新・旧比較表を見て頂きたいのですが、主に今まで検討会で出された意見を少し説明させていただきます。7ページの第2章の河川整備の現状と課題についての当初案、これでは平井川が非常に危険な川のように思えるという印象があるので、言葉の修正とかですね、表題を平井川の主な水害から平井川流域の主な水害と変えたり、浸水被害の原因等についても右側の原因のところ、溢水・内水で区分けしております。次に8ページの水量のところですが、平井川流域は湧き水が豊富にあるので、湧き水に関する記述が載せられないかということで、右に平井川流域には草花丘陵、秋留台地から数多くの湧き水が確認されており、というかたちで載せる予定です。次に13ページ、河川環境の整備と保全に関する事項のところですが、ある地点が特定できないような状況のほうがいいという意見も出されているので、位置を落とした方がいいのかどうか、まだ検討会で定まっていませんが、地点を省いたものを案として掲示しております。こういったところで14ページまで、整備計画の読みあわせが進んでいます。これはまだ事務局案なので、これから皆様のご意見をお聞きして検討したい。整備計画の検討会についてはこのぐらいの状況です。

座長 これまでの検討内容、それに対応して計画課で修正案をつくり、ここまで出来ている。まだこれから修正等もできるということで、意見等があればお寄せ頂きたいということです。これについて質問などありませんか。

市民委員 9ページのグラフ、これ何の値だかちょっとわからないのですが。

河川部 1年間の平均流量です。この辺は平井川における水位の経年変化がないかという要望があり、この表が追加になっています。

座長 他に何か。

市民委員 スケジュールのことで。5月ぐらいで読み合せを終わりにする、内容の詰めは7月までですか。5月で終わるのですか。

河川部 5月までに読み合せをすすめ、内容の詰めはまた随時やっていく。7月以降のゾーニング資料の作成の中でもやっていければいいと思います。

座長 他にご意見ないですか。なければ、この件についてはもしあれば、またそれなりにお出し頂ければいいということでお願います。

(2) 分科会の活動状況について

座長 まず、蛍保全分科会の報告をお願いします。

行政委員 平成16年度「蛍保全分科会」活動状況報告書という資料があります。11名の委員からなっています。進行役として公募委員の大崎と、行政委員の森田で行いました。6月3日に平井川流域連絡会で本分科会の継続設置が承認され、6月17日に現地視察会を行ないました。午後6時30分から委員全員に参加を呼びかけ、第2期で設定した下記モデル箇所について蛍の生息状況を現地で確認しました。場所について、あきる野市は平高橋下流の右岸、草花公園、日の出町は千石橋付近、玉の内川です。もう一ヶ所谷戸川も追加で見ました。9月17日に蛍保全分科会委員の募集を行い、第2期で決定した検討モデル箇所を中心に蛍を保全していくための課題等を整理し、地権者や地域住民の理解と協力などについても検討する事を活動目標に委員の参加の確認を行いました。委員については先ほどの11名です。

12月2日午後7時から現地視察会(16年6月17日)の状況説明ということで、次のページの実施概要をごらん頂きたいと思います。内容については6月17日に視察した、あきる野市の平高橋下流右岸、草花公園、日の出町の千石橋付近、玉の内川ということで。草花公園については、たまたま野球のナイターをやっている、このへんは木か何か欲しいと、今はよい木を植栽しなくてはならないのしょうけど、ちょっと明るすぎる印象を受けたかと思います。

それから2月18日に現地視察会を行いました。場所は平高橋下流右岸、草花公園、鯉川、千石橋付近、日の出町民グランド西側、玉の内川、花菖蒲の里付近、さかな園付近です。

最終的には本川まで蛭が生息するような環境整備を図りたいというのが委員の意見です。

モデル箇所は環境整備に時間を要するので当面次の2箇所とするということを確認しております。あきる野市については平高橋下流の右岸、日の出町については町民グラウンド西側、谷戸川合流点付近ということで確認をしました。

上記以外の視察箇所は定点観測箇所として委員が手分けをして観測や聞き取り調査をするということです。

当面は試行錯誤の時期で急がない方がいいという意見もありました。

花菖蒲の里西側については、市民委員からの提案なのですが、花菖蒲の里の上の方に湿地帯がある田んぼが一枚あるので、そこはヘイケボタルが生息することが可能なのではということで、検討してはということでした。ここは民地でありますので、地主さんと調整する必要があるまして、その後、3月18日に電話をして説明したところ、主旨を理解していただき、了承したとのことで、また後日詳細な説明をして再度お願いに行くことにしています。基本的にはいいですよと了承を得ました。自治会の方でも賛成されています。

それから、いろいろな生物がいるので、草刈の時期については、全部刈らないで欲しいということ、「平井川に関する調査」に記載して提出して欲しいということです。

次回については4月28日に開催することを決定しました。

また、6月に現地視察会を開催する。時期によっては上流付近は飛ばないところもあると思いますので、当日飛翔しない場合については各自確認ということで決定しました。委員の皆さん、1年間大変ご苦労さまでした。以上です。

座長 ありがとうございます。蛭保全分科会の報告を受け、それについての質問等ございましたら。

市民委員 場所の確認なんですが、平高橋下流右岸はどの辺ですか。

行政委員 少し奥に入り住宅が張り付いた、そこから先です。その付近です。

市民委員 豚小屋というか、壊れた豚小屋跡の。

事務局 あそこから下流で、このあいだ現地視察したときには、湧き水が所々で本川に側溝で流れこんでいる。あの下流にも2ヶ所ぐらいあるので、それをうまく利用しながら本川の方に生息できる様な環境をつくれないう意見が出たりしています。

行政委員 その湧き水が流れ出るお寺さんがあるじゃないですか、その反対側に湧き水が流れているところがありますね、それをずっと伝わってきて、民家を通して、側溝を通して平井川に流れている。この湧き水を利用できないかということです。

行政委員 先ほどの菖蒲の里の上の田んぼのことですが、3月18日に、野辺の方が持っ

ているので、その方に電話をして主旨をご理解いただきまして、了承は得られました。息子さんにも知らないということがあるといけないので、後日説明にいきますと連絡をとりました。いつ頃がいいのか、話し合いはなるべく早い方がいいと思いますが、スケジュールについてはそれは今から確認をしたいということで。

市民委員 今考えておりますのは、あそこはヘイケボタルとゲンジボタルというふうに考えておりましたが、特にいまのお話の中ではヘイケボタルの生息が可能ではないかということで。要はヘイケボタルの餌になるものがカワニナ以外の巻貝なんです、これはおそらく生息があそこでは十分可能だと思っています。ただそれをどうするかという問題がひとつあります。これは多量にすぐ発生するものなので、少し準備すればいいのかと簡単に考えていますが、その実験を少ししてみたい。もともと生息していれば別に問題はないのですが、生息していないと難しい場合もあります。サカマキガイとかその他のカワニナよりももう少し皮がやわらかい貝です。私どもが住んでいるところには多量に発生するので、それを少し持っていこうということを一応考えています。ただそれがずっと生息するのかどうかの条件を見ておかななくてはならないので、少なくとも今年1年はヘイケボタルに関しては準備期間を持たせて頂きたいと思っています。その生息状態如何によって、可能か不可能かがわかります。なるべく何もしなくてもいいようなかたちに出来ればしたい、というのが狙いです。ゲンジボタルについてはあそこは既に生息しているので、どうやって増やすかという問題だけなので、それは様子を見なくてはいけないと思います。特に前にも申し上げましたが、ヘイケボタルが関東全域にわたって生息している場所が少なくなっている、出来れば菖蒲の里のところで、かつて生息していたと思いますから、それが復元できればよいと思います。それはカワニナ以外の巻貝の生息が可能かどうかを確認した上でと考えています。

行政委員 地主さんの方への話は行かれますか。

市民委員 行きたいと思います。

行政委員 自治会でもいいことではないかと言っていました。

市民委員 ヘイケボタルの方が見る期間がずっと長くなりますから。もともとあそこはヘイケが多量に飛んでいたところですから。

座長 他に蛍の話では何か。

市民委員 先ほどの質問ですが、場所は19日に行って、原案をつくってという話でしたので、もう一度視察に行ってきた、場所とどうしたらいいかという事の案はだいたい出来ましたので、これは4月28日の前に原案をつくって提出するかたちでよろしいですかね。先ほどの話の中で廣濟寺から流れてくる、寺の中での湧き水はそんなに多くないのですが他から集まって洗濯場みたいなものがある

って流れ出ている。もうひとつ、民地だと思うのですが、かつて田んぼだったと思われる場所で湿地状態のところがある。そういう所から湧き水が流れだして、あそこに落ち込むということだと思う。その湧き水に関しては平井川の中の部分に少し淵をつくってやればいいかなと。その淵で冬場カワニナが生息するような条件が出来ればいいのかと思っています。それからもうひとつ、もう少し上流部分の石垣と水路の側溝のU字溝の間にクレソンが群生している場所。そこは水深が約1から2センチぐらいで、砂利が溜まっている状態なので、そこを10から15センチぐらい深くしてやる。その区域は幅が1メートル50で、長さが20から30メートルあり、今の状況でクレソンが群生しています。その地域に対して手当をすればいいだろうと考えています。それからその平井川への落ち込みの口は既に30センチぐらい掘れていますから、そこはそのままの状態にいけるとしています。それからもうひとつは、一番最初の段階でモデル地域にした湧き水のところ、あの湧き水の水がまた落込んでいるところはまた別にある。その平井川の中のところに関してはあまり良く見ていなかったのですが、そこも出来るのではないかと。その3ヶ所について原案をきちんと作りたいと思っています。

行政委員 谷戸川合流点は？

市民委員 谷戸川はあのままの状態にいけるかなと。もうすでに淵になっていますよね。あそこがそんなに変わらなければ。あそこは4月中ごろですとカワニナが表面に出てきますから、それで生息状態がよくわかると思う。この前の時にはほとんど死骸で見えませんでした。おそらくもう少したつてくるとカワニナが動き出すので、その状態を見ればわかると思います。その状況如何でと思っています。

市民委員 少し工事とか、コンボを入れたりとかはあるのですか。

行政委員 いえしません。したくないです。あれは手作業の準備です。そのくらいの範囲でやれることから考えています。

事務局 そういう原案をつくって。それをどう実行するかですね。

市民委員 いまおっしゃった民地の田んぼのことは大変楽しみです。1点、もっとこうした方がいいのではないかと思ったことですが、サカマキガイでしたっけ、自然の状態なら自力でこの貝が移動する事は出来ないと思います。元々、ヘイケがいた場所はこの貝がいると思うのでたぶん問題ないと思いますが、一番最初はその辺に貝がいるかどうかを確認した方がいいと思います。

市民委員 それはそうです。要は条件として生息環境じゃない条件になっているかもしれないので。ヘイケが絶滅した理由はほとんどが農薬の問題で、餌がそのためになくなったから。残留農薬があれば当然難しいです。そうすると後から入れても無理な状態ですから、その状態を確認してからというのは先ほど申し上げ

たことです。

座長 次に現況調査分科会をお願いします。

事務局 現況調査分科会（仮称）については進行役を決めていなかったもので、事務局から報告をさせて頂きたいと思えます。配っている資料をご覧下さい。委員は9名です。16年10月4日、下記の「活動目標及び進め方」（案）を記載して委員の募集とあわせて第1回の開催案内を配布。流域連絡会全体会の時に、市民委員からこういう分科会を設置したいというご意見があり、ある程度の活動目標、進め方も提案がありましたので、その主旨にご賛同の方はご参加いただけますかというお願いをしています。それが点線でくくった部分の中身です。それにあわせて、先ほどの9名の方からが参加したいという回答がありました。1回目が10月14日3時から。まず改修工事、実際に今年度やる箇所を見ながら打ち合わせしましょうということで、尾崎橋付近に集合していただきまして、現地の状況を確認しました。今年度工事の設計内容を説明し、右岸側の河畔林を残すように設計を見直して欲しい、工事の必要性について議論が必要ではないか、生物の保全対策を検討するためには生物調査の充実が必要なのではないかという意見がありました。尾崎会館に移り意見交換をしましたが、基本的にはそういう意見がありました。右岸側の河畔林を極力残す方向で設計を再検討して、次回説明することにしました。

第2回目として10月29日19時から御堂会館2階会議室にて再度打ち合わせをし、今年度工事の設計内容（再検討案）について説明し、工事の必要性及び緊急性等、生物調査の状況等について議論をしました。再度現地で設計内容の再検討案を確認した方がよいという話があり、その現地確認作業として11月17日朝8時に尾崎橋付近に集合し、第2回で説明した設計内容、再検討案を一部修正したものについて現地を確認しながら説明させて頂きました。提案の設計内容で、今年度工事を実施する事について了解が得られました。工事中も意見が言えるように配慮して欲しい、生物調査について引続き議論する場をつくってほしいという意見が出されています。

第3回、生物調査の意見交換をすることが決まりました。第3回は12月17日19時に高瀬会館で生物調査に関する意見交換を行っています。今年度工事箇所付近、尾崎橋上流地点での生物調査の状況について説明しました。改修工事に伴う自然環境調査（市民案）についてご提案いただけましたので、その議論もしました。10時過ぎまで議論をし、時間的にもということで、第4回は平成17年度発注予定の平井川の「生物調査」の特記仕様書について意見交換をすることが決まりました。

第4回は3月8日1時から、再度尾崎橋の今年度工事現場を見て、その後尾崎会館で意見交換するご案内をしました。11月17日の要望を受け、工事着手

に先立ち、施工計画について現地の状況を見ながら説明をした。11月17日の現地確認の時に工事中も意見が言えるように配慮して欲しいというご意見がありましたので、今回は工事に対しまず右岸側から施工してきまして、右岸から左岸側に施工を切り替えるときに、再度現地確認をしながら第5回を開催することが決まっています。また尾崎会館に移り平井川の生物調査の考え方、17年度発注予定の調査項目、特記仕様書の案を提示し意見交換をしています。その案に対しまして市民委員で至急検討し回答をするということで決定しています。以上4回、現地確認作業等をしています。以上です。

座長 ご質問等ありましたら。

市民委員 私もこの委員の一人ですが、11月17日までは参加させて頂きましたが、それ以後出ていません。ひとつだけ確認しておきたいことが。いま事務局が11月17日のところで提案の設計内容で今年度工事を実施する事に了承して頂きましたとおっしゃっていたと思うのですが。2枚目の第2回目の説明内容についてということで文章では、提案の設計内容で今年度工事を実施することに決定と書いてあります。事務局の言葉では実施に了承していただきましたということだったのですが、一応そのことについて私個人は了承していません、ということだけは付け加えておきます。しぶしぶ、もうそうするしかない、そういうニュアンスです。予算も下りてほぼ決まった段階で、この流域連絡会に提案がありました。内容を検討、工事するしないを検討したいという思いと、もし工事をするならばきちんと現況調査をして、調査の結果を踏まえて、どういうふうに工夫できるかというきちんとした復元の可能性が納得できたら、私としては工事オッケーといいたかったのですが、残念ながら今年は現況調査自体も不備でしたし、時間もということでしたので、了承をしていませんという事を追加で。私以外にもそういう方がいらっしゃると思いますが、付け加えさせて頂きます。

事務局 すいません、この資料も事務局でつくっているものですから、出来れば進行役をつくって頂いて、その人たちに報告書をつくっていただけると、もう少しニュアンス的にいまいわれているようなことが入ってくるのかと思いますので、できれば今後やはり進行役を決めて頂けるといいのかなと思います。

市民委員 すいません。正直言って先のしぶしぶというのはその通りです。私もしぶしぶ了承している。放っておくと何をやるかわからない。現状でね、注意等ちょっと、西多摩建設事務所に回答を頂きたいのですが。先週の木曜日に報告がいつていると思いますが、漁業組合、西多摩建設事務所、施工業者、立ち会いのもとで、こういうことをやりますよって話されていた。それを遠くから見ていて、工事の問題と思い現地に行きました。それで非常に不愉快なのは。あの16年度の工事についてです。先週の木曜日です。おまえ達がこんなことをやって

いるから工事が3月30日までに終わらないではないか、何をやっているのだと。わたしはそこで売られた喧嘩ですから、充分に買わせていただきます。なぜか、誰が言ったか、西多摩建設事務所が言った。どういうふうな説明をされているのか、非常に不愉快であった。流域協議会は公的なもので、東京都が呼びかけて皆さんにやったものですから、これは非常に、こんなに罵倒されているんですよ。こういう話し合いをやっているから工事が遅れるんだと。

もう1つは漁業組合からではないと回答が来ないと思いますが、漁業組合にどういう説明をされているのか。

もうひとつは表土の保全の話をしました、現地で、皆さん方に。その前の3月の何日でしたっけ？その時に表土の保全はなぜ必要かということをも十分ではないですが、それらの事はいった。生物の多様性の問題からすると当然国家戦略ですから、環境基本法第8条の中にも、環境基本法の中にも法律で定められていますから。それなのに表土などいらないと思っているんだよ。で、西多摩建設事務所のあの係の人は誰でしたっけ。ちゃんと出来ないからだいたいでもいいんだと。あなた方はどう考えているのか。言いたくありませんが、正直言って不愉快です。何のためにこれを行っているのか。西多摩建設事務所は東京都の多摩環境事務所でもいわれました。菅瀬橋の鯉川の合流点あたりの保全計画についてもそうです。15年度工事計画した方だと思いますが多摩環境事務所に問題があるからちゃんとした指導をして下さいと。西多摩建設事務所に対しても、どうせそこそこ多摩環境事務所の方は、西多摩建設事務所はやるつもりがないらしいと。そういう回答をもらいました。いろいろ理解されて現地へいかれて、いろいろやって、熱心にされていたのですが、多摩環境事務所が都の中でやりながら、当然オオタカの状態だって皆さんかたのところへいかないのはこういうことなんだろう。我々は何のためにやっているのか。実質的に石原都知事の都政の方向としても、将来に残すものやっいていこう、残していこう、伝えるものやっいていこうと言われて、私は聞いている。皆さんは私はそれはそうだとは思いましたが都の公式文書だそうなので、今手に入れている最中です。非常にそういう16年度もそうですが、調査を何のために行うのか、よく考えてもらいたい。

市民委員 ちょっといいですか。もうちょっとわかりやすく説明してもらえますか？

市民委員 要するにちゃんと調査をしたら、ここにも書いてあるんですね。調査結果を基に工事計画への影響を軽減するために工事の設計施工維持管理における。

事務局 それは現況調査分科会の時にお配りしている資料で。

市民委員 わかっています。そのために皆さん方に資料をやったのですが、西多摩建設事務所は何をやらなければいけないかということをも把握されていないのかと。漁業組合に説明された状況を見ていて、むこうがその程度で、魚が放して、自分たちは魚を捕るために鵜から魚を守ればいいんだ、放流したものを。

アユの時期に間に合わないじゃないか、冗談じゃないと、怒ったんです。道の向こう側からみてましたよ。

市民委員 もっと解りやすく説明して下さい。よく解らない。言っていることが。

市民委員 要するに、この平井川の整備計画をするのに、調査を基に生態系を、ちゃんとした保全対策がされていないということです。調査会社の方がいるのでわかるとは思いますが。調査を基本とした。

市民委員 それで、何をして欲しいということですか。

市民委員 要するにもうちょっと考え方を、っていうのは、工事ありきなんですよ全てが、じゃあそこにどういう代替地があるのか、比較したときに。

市民委員 だからどうして欲しいのですか。

市民委員 どうしてじゃなくて、まず1から、どうしてって事は違うんだよ。みんながその意識を意見を考え方が1にならなくてもかなりいいところまで持ってこない、残らないですよこれ。環境が残らない、大事なものが。

市民委員 大事なものというのは、どういうものを大事だと言っているわけ？

市民委員 今ある現況が、どういう状況か把握されていますか？

市民委員 現況を把握するために、分科会をつくったわけでしょう？

市民委員 現況分科会は違うんです。

市民委員 そのためにつくったわけでしょう？

市民委員 違うんです。最初の現況分科会はなぜ私が出て行くようにしたかという、提案があったときに、現況調査と私は言った。平井川のいまの現況がどういう状況にあるのか。生態系がなりたっているのは、どういう状況であるのかというのを最初から管理しなければいけない。自分達で調査をして、それを基にどういう保全対策が必要なのか。例えば工事をやる前に、その箇所と他に類似する場所があるのか、工事をされたら戻ってこない。自然が人間の力で簡単に戻るのだったらいくらだっていわないって。皆さん方がこういうことをふまえてやらないと。蛭が飛んでよかった。そんなもんじゃない。鯉川だって。

市民委員 途中ですけどいいですか？私は、現況分科会ということで、現況を調査してから工事をしたいと思っていたので入った。今年度はそれが出来なかったのも、今年度に関しては了承をしていないと言ったのですが、やらなければならない状況だったので、今年度について私はある意味ではあきらめています。工事中にも意見を言えたり、極力今年度も不足ではあっても極力よくするためには市民の意見も、行政とも、工事の方とも話せるような川づくりが必要と思ったので、それはとてもよかったと思っています。来年度以降の工事について教えてほしいのですが、来年度以降まだ工事が進んで、あるいはこの工事は必要かどうかの検討も出来るはずだと思うので、どんどん予算がついて、予算があるから工事しようではなくて、より良い工事方法を考え、あるいは待てるようで

したらば、きちんと平井川の現況調査を調べて、それを基にしていかないと、平井川の良さはどんどん失われていくだろうと思っています。来年度以降の工事に関してはもっと余裕をもってやっていきたいし、流域連絡会にももっと早めに西建さんから提案してもらいたいというのは意見です。

座長 今のご発言については、17年度調査はこうやって欲しいよという意見ですね。

市民委員 17年度以降もそうです。じゃちょっと説明しますね。あのこれは私の意見が書いてあるんですけど。

座長 ちょっといいですか。今とりあえず現況調査分科会の報告をやっていましたので、とりあえず報告については、先の決定という言葉は違うのではという意見は、事務局が調整して直せるということによろしいですか。これも本来分科会の方々が自分達でつくらなくてはならないものを、たまたま、つくられる人がいなかったもので事務局がつくりまして、こういう表現になって、それがそのまま出たということなので、それが直してもらえばいいのかなと思います。報告だけについて、これはとりあえずしめたいと思いますので、他に何か報告についてございますか。

市民委員 いまのお二方の委員のお話からしますと、現況調査分科会の成り立ちと目的、実際にどういうことが行われたかということに対して、委員の方々自体にも相当不満があるという感じを受けました。その辺のことは我々は解ってないものですから、今回のことで初めてわかったわけで、別の分科会のことなので申し訳ないのですが、どういう目的で、どういうやり方を、どうしたいのかという事をきちんとして頂きたいという要望を出したいと思います。

事務局 現況調査分科会の委員の皆さんについても、そういうことで進めていただけるかどうかになると思いますので、委員の皆さんもそれで納得されるのか、事務局で納得することではなくて。

市民委員 委員の方々に対して、それはよくわかりませんから。今のお話の中だとどうもよく解らないというのが感想なので。委員の方々の中で意見が割れることは当然だと思いますけれども、少なくとも一番最初の段階で主旨があり、それにより皆さん方がお集まりになったはずなので、原点かえって、もう一度やり方や方針をきちんとしていかないと、気分が悪いのではないですか。

座長 改めて現況調査分科会（仮称）の中で、考え方、目的を統一するべきではないかという意見がでましたので、分科会のほうへ事務局から提案しておくというかたちでよろしいですか。

座長 分科会の活動状況についての報告はとりあえず終わらせて頂いて、16年度工事の話だとか、お手元に配られた17年度の生物調査市民案とありますが、流れを説明してよろしいですか。現況調査分科会が最後の時に提案資料を基に市民委員で至急検討することに決定すると一番最後に書いてあります。要するに生

物調査、全体的にはやっているのですが、工事をやる場所について特化したかたちの調査はなかった。については来年度からは、ちゃんと調査をして、影響がどうだかわかるように調査をとという話が出ましたので、都では一応予定している今までの計画を変えました。これまでは全体的な調査をやってきましたが、それを触らないところは変わらないだろうと、これから工事をやる場所について事前に調査をして、どう変わるのか、あるいは変わらないようにする方法があるのかということ調査。事前と事後、アセスに近いかたちで調査をしようとしてきました。改めて提案したところ、それではまだ不備という市民の意見があり、改めてうちがたたき台の調査の仕様書を出しましたので、それについての意見をいただきたいという事で出たのが市民の意見ということです。これをうちのほうで中身を検討させていただき、改めて現況調査分科会の中で調整していきたい。とりあえずこの場では、こんなものが意見として分科会に出すということによろしいですか、それとも何か補足がございますか。

市民委員 補足しないとしょうがない。ここの2枚目の17年3月8日、11月17日にやりましたよね。17年度発注予定の調査項目が載っているということは、既に工事をやるということですね、ですよ。ということは生物調査はどこからどこまでやって。

事務局 17年度の工事は次の議題に入っていますので、その時にお話できると思っています。とりあえずこれについては、分科会の中で調整していくという話で。

市民委員 調整ではなくて、皆さんにも実質的にこの考え方を位置付けて、持ってもらいたい。というのは、そのたびに今までの過去の例からしても、調査が終わると同時に工事が始まる。じゃ保全に対しての調査の保全対策の基にどこで検討されるの、影響が出るのか出ないのか。工事をやりながら、実質的には調査をやったらその状態がどうであるのか、工事計画をその上にのせますよね。そうするとその環境が他にあるのかどうか。工事をやってもどういう生物があるのか、保全対策が出来るのか。そこにある生物が他にいいのかいないのか。いままで西多摩建設事務所が出したのが、17年度の調査区間については観音橋から、今回16年工事をやるときの50メートル区間を除いてのところが一ヶ所と、15年度のところ、追跡調査と思われる。ところが菅瀬橋から鯉川橋の合流点まで調査するわけです。これだけで大丈夫なのかという。要するに私が今日つくってきた計画書は、植物生態学にどういう調査をしたらいいのか、そのために植生調査をします。これは植物社会学的現存植生図をつくります。堤外地については、堤内地については相観植生図をつくります。このことから解るのは、どのような生物の生息域になっているか、そこから想定されるものがある、どういうものが生息しているのかという予測が出来る。この調査は比較が出来ないまま、部分的調査を、西建さんがやっていた今までの延長上でやってしま

うと、何も残らなくなってしまう。ですから全体的に17キロを一度調査をする、全体的に。その中で、1、2、3、までやります。それは17年度のこの予算がかけられたものです。これが3までです。4、5、6については18年度にまた更に調査をします。19年度に最終的に検討会を開いて工事は20年からです。ただし17年度についてどうするか、既にここ出来上がっているわけですから、これを英断で、ここも一緒にのばして、この調査をやった後にゾーニングをして工事箇所、皆さん方が計画されている、そうしたらここはまずいよということになれば、大きな工事計画の見直しが必要になる。いまやられていないんです。皆さん方の計画に合わせているんです。西多摩建設事務所がやっていることに對して我々は合わせているんです。だからこの間みたいな計画が出てくるんです。こちらも残らないというのがわかっていますから。だからそういうことを当然。いま植物生態学者にこれはいっています。

行政委員 これは市民案と書いてありますけれども。

市民委員 それは違います。

市民委員 このあいだ皆がやったものをまとめてもう少し大きく膨らませました。委員で議論しました。何をするかというその中でまずいところがありますから非常にちゃんとした、だから当然工事が出来ないということです。

市民委員 全員ではない。

市民委員 全員ではない、一部有志です。

市民委員 これをいうのはおかしいと思います。

市民委員 現況調査以外の人にはちょっと解り難いと思いますので、僕なりにとらえた状況をいいます。まず僕が現況調査部会が必要だと思ったのは整備計画という長いスパンの話し合いをしている間に、現実の工事がどんどん進み、整備計画ができた時には守るべき環境が無くなってしまっている、そういう状況になる事を非常に恐れたわけです。それで委員の提案に賛成して、まず17年度の工事の問題から取り組んでいこうということで僕は参加してきたわけです。市民委員の方向性は、そういう方向できたと思うんです。ただ現実には17年度の工事はもう予算がついているし、今年度がもう終わってしまうという状況の中で、僕はしかたがないと感じて今日に至ったわけですが。今度はその後のことですが、3月7日の生物調査の計画表を見せていただいた時に、既に18年度の工事が計画として入っているわけです。そのあとの工事計画も計画表の中に入っている。そうすると同じ事の繰り返しになってしまいます。それでは生物調査をやることの意味がほとんどなくなってしまうのではないか。やはり調査をやったからには、その調査結果についてきちんと検討をして、18年度の工事をやるべきかやらざるべきか、やるとしたら部分的にやるべきかという話し合いをすべきだと思う。それでこの提案2ページ目の真ん中のところ、このところが我々

の一番言いたいところだと思う。調査の結果が出てそれを検討して、それまでは、18年度以降は調査結果を取り纏めて、保全対策が策定できるまで工事を行わない事、また場合によっては工事自体が望ましくないという結果になることも含めて検討していく。そのための調査なんだということなんですね。この前の計画表では調査は調査としてあり、それと全く無関係に18年度の工事が予定されてしまっていることでは、やはり賛成できない。そういうところだと思います。

事務局 実際には委託を発注する場合は、もっと特記仕様書に細かく何をするのか、どういう作業をなささいというのを書き込まなくてはいけない。これだけだと漠然としすぎていて、具体的に仕様書に書く方法が私もわからない。ここでそれを議論していても、とても出来る話ではないのですが、できれば現況調査分科会で話し合っていくということはどうでしょうか。これは全体会なので。

市民委員 すいません。現況分科会で生態系の話ができて、十分につめられますか？私が最初から専門家の委員の人を入れて下さいとお話していますよね？

事務局 分科会でですか？

市民委員 いや、整備計画のこの流域連絡会の中の話し合いの中で、最初は整備計画をつくる上において、みんなそれぞれの思い、考えをいま言っているだけなんですよ。全体的なものがわかってないんですよ。その中で部分的議論を現況分科会でやる。これは市民の意見をもらったというかたちにはなりません。だけど生態系というものがそれだけのものではないということが、実はわかってきたんです。やればやるほど深くて、我々が思う以上に。いま今回これは別なところの先生にも見せます。その程度でできる我々の状態ではないということです。専門家の委員を聞く、そのためにここに書いてある。5項について保全対策は都、専門家、市民委員、調査会社を踏まえて行う。専門家の委員の先生の生態学的にできないと無理です。これがないとなんにも。市民の意見を聞いたというたてまえからすれば、表面では取繕える。またそのたびに工事が迫って来ました、これだけ工事が書かれてあるわけですから、どこでどういう対策をとるのか。22年まで計画をたてているんですよ。どこで保全対策の提案はちゃんとされていない。追跡調査と事前調査と、住民との協議で調査をするだけなんですよ。公開市民調査会、あんなに人がいっぱい入って、調査でまともなデータがとれますか、ということなんです。いらぬものは省いてくださいよ。

座長 そういう省くもの、付け加えたいもの、それを出して頂けないかということでこの間お話した。

市民委員 もう一度最初から議論をして、専門の委員の人を入れていくということです、専門家を。

市民委員 こうだと思うんですよ。今の話を聞いていると、我々は市民委員という立場

ですので、我々が出来る範囲の問題、それから実際に調査という問題になれば少なくとも我々が出来るというのは素人の提案ということですから、それ以上のものではない。我々が出来ないことを、できる人にやってもらうというかたちになるわけです。その時に、ではどういう案件。いまの話ですと、少なくとも平井川の現況調査の中に含まれる項目、植生の問題、平井川に住んでいる、広く言えば昆虫類まで、その中で最大限どこまで保護されなければいけないか。あるいは鳥類の問題、猛禽類の問題、ここにはカヤネズミの問題も入っていますから、そういう問題も少なくとも踏まえるということだとすればおそらく単年度ですむ問題ではないわけですし、しかもカヤネズミがどの辺にどうつくるかというのは数年かからなければわからないわけですから、継続的な調査の結果としてどこにどういうものが生息していることがわかる訳で。おそらくそういうことを専門的な立場からやれる人を少なくともやとってやってもらうということが上がってくるということですよ。我々がそれを要請する、それはどうするのかとなればそういうお金をとるには準備が必要でしょうし、今まで無かったことがあれば、要請するためにそれだけ時間がかかるわけでしょうから、そういうことの出発点にしていかなくてはいけないということが、現実で、我々の市民側の意見として。まずそれを決めること。市民側が原案策定ができるかどうかわかりませんが、少なくともその原型に近いものはできると思います。そこから先は専門家のレベルの話になるわけですから。そこまで我々が踏み込めるとは思いませんので、そういうことで整理していくしかないと思う。

市民委員 最初の現況調査といった発言は、皆さんが現状をみてどういう状況にあるかと。当然いま言われたように専門的要素が必要であると意見が出てくる。工事が迫っている、やりますからと、対抗するよりほかしようがなくなる。現状では。その時に専門家にちゃんとした調査を行ってもらう。今だったら調査会社がでてきているから、行うについてどの調査方法がいいか、何を調査するのか、それも今度は市民委員からの提案ではなく専門家が出てこないため。専門家が出てきて、植物生態学では、動物学では、昆虫学ではこうですよ。その中でどういう調査をするかというのがそこで案が出てきて、作り上げて調査をしていく。その結果、じゃ全部の調査をやって結果、ここを壊してはまずいよね、洪水対策についてを挙げながら、ここに代わる所がないといった所を。いまのやり方で工事をやっていったら何にもならない、残堀川とか野川みたいなものですよ。水が無いのに公共工事で税金を投入しているだけです。直らないですよあんなところ。私から見れば何を考えてやってるんだか。当然あそこでやっている人たちは川の復建を願ってやっているのですから、湧き水の保全、雨水の保全、全てやってらっしゃることも知っています。ですからああいうふうになりたくないんです、結果がわかっているから。整備計画はそのように書か

れているのは認識していますから、拒否はしません。ですが、計画の見直しをやるため我々の意見を聞いたということにしないで、専門家委員のところでは話をしてもらおう。皆さん方も考えて頂かないと、正直言ってまるっきりなっていないですよ。

座長 私は座長の立場で言いづらいですが、こういうように提案しながら調査します。皆さんの思い入れもありますから、その思い入れにそったかたちの調査まで変更できずと提案して、それについてやっていく。そこでもし専門の方という話が出るのかどうか。専門の方が出てまで保存しなくてはならないものがあるのかどうか、ただ今のまま残れば良いということだけではなくて、面的に広い場所がありますから、その部分だけで、そこにどうしても守らなくてはいけない貴重なものがあるのか無いのかが、それが一番問題になってくるのかなと。私も前に言いましたけれども、整備する側からすれば整備はしなくてはいけない、でも単純に整備していくのと、少しでも気を使ってやれば痛まない。あるいは、少ししか痛まないですむ場所、あるいは、早めに復元できるような方法を我々は考えて、出来るだけ自然に負担がかからないかたちで整備をしていこうという考えをもっていますから、いろいろな意見を聞いて調査もしたいと考えています。もし専門家の方がでてきて、こうしなくてはいけないものがあるのかどうか、それを行政側とすれば判断しかねるところが出てくるのかと思います。そういう話も出てきたということで。

市民委員 私の意見なんです、いま言われたように守るべきものがあるかどうかというのはひとつの議論かもしれませんが、例えばオオタカを保護しなくてはいけないということが出てきますが、生物は取るに足らないものでもやはり大事です。守るべきものというのは希少種だけを守れば良いということではない。そういう意味でいうと、平井川だけではなく、あまりにも人工的になりすぎている。今の平井川の現状は生物にとっては住み良い環境ではないと思っています。平井川だけではなく、治水があまりにもずっと今まできている。そういう意味ではいま以上にいじってもらいたくないというのが基本的な考えです。

座長 皆さんの意見は、だいたいそういうかたちだと思っています。

市民委員 取るに足らないような環境は何もない、石ひとつにも意味合いがある。現状では、それが理解できなければ、守らなければいけないものというのは希少種の問題ということになってしまう、この間みたいに。

座長 先ほどの希少種という言葉を使ったのは本来いけなかったという気がしますが、最後にいった自然、いまのに手を加えたとしても、同じようなかたちでいかに早く戻るのかということを考えていかななくてはいけないのかなと。それは私どもも考えていますので。出来るだけそうなるような調査方法、少しでも考えられる工法を模索しているということなんです。

市民委員 今のお話をうかがい、調査をする方の側におりますので考えたのですが、調査結果をまとめ、すべてのデータをまとめて結果をいうのは時間がかかる。例えば植物でしたら秋の調査が終わらない限り全部の結果はでない。そうしますと平成 17 年度に調査をしてその結果を平成 18 年度に反映するのは、かなり難しい。ただ先ほどおっしゃられたように整備計画が出来た時に守るものがなくなっているのはいやだという感覚はすごく私も思っており、大変共感できます。例えば全ての結果が出揃って、それをみて反映するまでも、例えば速報というかたちで、何かこういうことは守らなくてはいけない、この環境は守らなくてはいけない、それは出来ると思う。そういったことを判断するのは市民の方でなくては難しいという問題がある。速報の値でこういう方向性を持った工事をやったほうが良いということをいうには、専門家というのは知識が必要だと思う。委員として会に参加していただくのは難しいと思う。アドバイザーとして、こういう速報の値がありますがどうでしょうと聞きに行く人を置くぐらいのことならば、出来るのではないのか、そういうことで専門家の意見を聞くという考えになってみてはと思いました。

市民委員 正直言って、いまの西多摩建設事務所、東京都のやり方を見ていたら、川は落ち着く時期が無い。下が終わったら上、上が終わったら次どこをやるかと。ヤマセミの調査をやってきて、正直言ってね、下流部が終わったら今度は上流部じゃん、放棄したらどうなるの。東京都からね、ちゃんとでてるんだよ。5年から10年やってオオタカについては51 巣数しかないんですよ。ところが今その言っているのは、はっきりとした数はいろんな関係者からのあれがありますから調査結果を今追いかけていくと、今は7年ぐらいで半分以下になっているんですよ、今。希少種の問題で言うのだったらそうなりますよ。

座長 ちょっと話し合いが外れてきている。というか混乱してきているので。これを延々とやっても時間的な問題がありますので、とりあえず今の話は置いておいて、議題を先に進みたい。17年度の工事の話も出てきますので、とりあえずは河川工事予定について説明させてもらいます。議題を先に進めます。

(3) 平成 17 年度の河川改修工事予定について

事務局 お配りしているこの資料でご説明したいと思います。番号の1、2が改修工事、3は維持工事。担当の部署が1、2については設計係の担当から説明させていただき、3の維持工事については係長からご説明させて頂きたいと思えます。

事務局 17年度平井川の河川の工事予定を説明させて頂きます。1番の改修工事から始めたいと思えます。17年度の改修工事予定箇所は尾崎橋上流約50mから観音橋下流約60m。言葉ではわかりづらいので、次のページの図面を見て頂きます。

尾崎橋から上流の 50mにつきまして 16 年度で現在工事をしている最中です。17 年度は護岸を左右岸、150m上流に向かって延長、この区間の改修工事を進めていきたいと思っております。施工時期については予定ですが平成 17 年 11 月から 18 年 3 月。工事の護岸が両岸で 150m。構造は今まで現況調査分科会のいろいろな意見を聞きまして、16 年度の護岸、空石積み工法が主なんですけれども、それと同じ工法で、1 : 1.5 が左岸側、1 : 0.5 が右岸側というかたちになっております。

続きまして 2 番目の改修工事の施工場所が、図面の 2 ページ目にありますが、菅瀬橋から下流の左岸側の市道際というところですが、施工時期については平成 18 年の 1 月から 18 年 3 月を予定しています。この工事は直接川の工事ではなく、護岸の改修に伴い、道路を山側に若干とります関係で、先に擁壁工事を済ませまして、その擁壁の中に水道管、ガス等を先に入れる必要があるので、先行して擁壁工事をやることにしています。図面については R411 と書いてあるところが菅瀬橋、右側が上流、左側が下流ということで、現在畑として使用されている段差があるところですが、こちらの擁壁工事。図面の下側に L 型擁壁と呼ばれているものが赤く線でひかれています。L 型擁壁を設置しまして埋め立てるというかたちを予定をしています。施工延長は 42 メートルを予定しています。以上です。

事務局 3 番の工事について説明します。維持工事とありますが、件名は防災工事ということで、私どもの係は比較的小規模な工事をやっていますけれども、その中では比較的、係としては大きい工事です。防災工事ということで考えています。本中橋下流ということで最後の A3 の図面を見て下さい。日の出町役場のグラウンドの所、先ほどの蛍の出ました一部分に関する所です。ここは他の河川もそうですけれども、長年にわたり河床が低下していると。一部がブロック積護岸の下から基礎が浮き上がっている状態、下流側については昔、蛇籠の護岸をやったのですが、その蛇籠護岸が完全に腐って石がぐずぐずになっている状態で、地元から大雨の時に危ないので工事をやって欲しいという強い要望があり、一応根継工、既存の護岸の基礎を補強するということを考えています。この平面図の中で縦に三ヶ所あるのは河床が低下するということで、帯工をやり河床の低下を防ぐ、だいたい三ヶ所ぐらいで防ぐということで。これは伝統工法である木工沈床という、木の枠を組んでその中に石を入れて河床の低下を防ぐ、その伝統工法を考えています。図面の upper 側に護岸の前に黒っぽい線があります。その護岸は前のページの写真が。これは他の箇所施工例です。左岸側に木を並べて組んで、杭柵工といいますけれども、それを根固工として設置してある。高さはだいたい 1m ぐらいの高さを設置します。その中に平井川の河床の高いところ、役場側の方に堆積した土砂があるので、その土砂を入れながら、足らな

ければ他の古石等を入れながら、それで補強する。これはあくまで木柵なので10年ぐらいで腐って朽ち果てるかと思います。そのために、図面にはありませんけれども、柳枝工という柳の枝をさしてやりますと、腐るまでに根を張り、腐ってもすぐ流されることが無いというような工法も併せて、もう一度検討します。ということで、木工沈床と杭柵工ということで、自然型の工法を採用し工事をやるようにしています。先ほどの蛭の谷戸川の箇所でもありますので、委員の方からは機械はいらぬとの事でしたが、河床も全体的に若干上げて今の河床よりは下がないという手当をしたいと思っていますので、あわせて蛭の河床に水溜りとか出来ればということで、これもまた意見を聞きながら施工していきたいと思っています。その他にも一番下に書いてありますが、小規模な維持工事や草刈などもうちが担当しています。これから先、ゾーニングという話も出ましたが、草刈についてはそういうかたちでゾーニングを考えて頂いて、草刈を施工すると考えています。それから小規模工事というのは台風とか大雨で護岸が崩れたり、崩壊したりという事がありますので、それについては小規模な単価契約工事といいますが、年間、業者が契約して、その都度随意契約をしながら、ということを考えています。昨年は大雨があった割には災害が起きませんでした。多摩川で1件起きましたが、秋川や平井川の災害が起きたという場合には災害工事を私どもで担当するという事になっています。以上です。

座長 17年度の河川工事予定ということですが、これについてのご質問、ご意見。

市民委員 今、維持工事の方から意見を聞きながらやっていきたいというのですが。その前の改修工事の説明、施工時期が11月から3月にかけて150メートルをやる、2の改修は道路用ということですが、この図面を確定のようにして。意見を聞きながらやっていきたいということはこの図面に対して、市民の意見が、植物や生物いろいろ何か弊害があるかどうか、あれば設計変更をしてやっていくということ考えていいのですか。

事務局 私ですか？私の方の小規模工事、蛭に対してご希望等、どういうふうに河床を設計するということがあれば、せつかく重機を入れる工事になりますので、それに対応するのは簡単だろうということ考えています。

市民委員 例えばいままで委員が調査をやれと資料を出して皆さんに公開して、こういった意味があるのだということですので、これは20年まで。これは結局こういう図面が出来ているということは調査していないという前提ですよね。

事務局 この図面については現況調査分科会に意見を聞きまして、全面的に作り直しています。昨年の工事の説明の中では全然違う図面で、左右岸に管理用通路をつけていまして、例えば尾崎橋の右岸側の河畔林も一部なくなりますという説明をしたと思いますが、これについては全面的に残す。私たちの認識の甘さが

あり、非常に重要な位置付けの河畔林だということと、河川内をもっと生物のために広くとって欲しいという意見があり、全面的に作り直しております。まだ完成品ではなく、昨年12月の段階でこの絵は現況調査分科会へ渡してあり、今のところ意見を取り入れた構造になっているけれども、できる範囲はありますが、意見を聞こうという姿勢でやっています。これは決定ではありません。現在ある資料の中で工事予定箇所を示していると考えて下さい。

市民委員 今日出した図面に、こうして欲しいということがあれば、聞き入れてもらえる余地はあるという。

事務局 できる事であれば。設計については17年度も時間がありますので、取り入れていきたい。いまある現在のかたちということでご理解頂きたい。

市民委員 もし意見がある場合はどちらへ言えば？

事務局 できる事とできない事とありますが、分科会でもいいですし、直接私の設計の部署へ来ていただいても結構です。

市民委員 3番の維持工事防災工事ということで、上流の方ですが、今まで改修工事が終わった下流は防災工事の予定は？

事務局 防災工事の予定はございません。防災工事は護岸が老朽化などで災害が起こりやすいものを防除する意味ですので、手直しの工事ということではない。あくまで災害を防ぐための工事です。という位置付けになっています。

市民委員 万が一、危険箇所だという提案があった場合には現況を見て手当をするという事は可能なんですか。

事務局 手当を出来るかどうかは約束できませんが、現地調査をして災害が起きるとか老朽化しているとかであれば予算要求を本庁にしまして、予算が整えば工事が出来るということです。

市民委員 専門的知識はありませんが、この防災工事、そういったかたちが水の循環というか、やわらかい感じなんですね。この17年度工事も日の出役場の前の道、三角河原の対岸やや下流、そこがイメージ的に同じような状況です。三角河原の対岸が改修工事の後は壊れてしまった。ここが木柵工法で補修でも出来たら、やわらかい川造りになるのではないかと。現況を確認して危険があるのであれば、補助をして頂けますか。

市民委員 すいません。この図面の線は何の線ですか。

事務局 それはちょっとわかりません。伝統工法のサンプル写真を紹介している本があり、写真を見ていただいた方が構造図を作るよりも、イメージとしてわかりやすいであろうということで、施工例ということで今回持ってきました。

市民委員 表土は何を使いますか？ 盛土の表土は何を？

事務局 表土は現在の河床にある土を考えています。別のものを持ってくることは考えていません。

市民委員 これ場所は何処ですか？

事務局 それはまだわかりません。

市民委員 今後細かいことだったら、また。

事務局 調べてわかればお知らせします。

市民委員 というのは、何かの事例を使ってこうやっても、結局、じゃここに何が、生物が生息できるのか、水が出ればみんな流れちゃうじゃないですか。河床形体はどうか。表土が戻ってこないと、蛭がいたら戻るところがないんですよ。

事務局 これは他の箇所の絵で、こういう木柵の構造だけを見て頂きたい。この構造を今回の箇所に設置したい。状況は違うと思います、川幅も違うし、背面も違いますけれども、写真の方が構造がわかりやすいでしょう、ということで付けたので。この場所はどこだとか言われ始めると、こちらとしては。

市民委員 私が言っているのは、これでいいよと採用されたら、たまらないよと言っているの。要するに水質いくつですか、p hは？生物が生息できないのにこういうものをつくっても、ドブ川に水を流して自然工法だと言っているのと一緒になると言っているんです。

事務局 極端にいうと、根継ぎも今まではコンクリートでただ根継ぎするだけなんですよ。それではまずいだろうと。

市民委員 こういうスケジュールがつくられていて、この中にゾーニングすると書いてあります。調査がされていくわけですから、調査が終わらないうちにゾーニングを先にするのという話になるでしょ？

事務局 ですから、維持工事なので改修工事では無いんですよ。あくまで根継ぎ工事です。ですからそれをゾーニング等というかたちになると、維持工事も何もできなくなる。維持工事は維持工事と考えて、極端に言うとも切り離して考えて、現在の破損した、また破損しやすい箇所の補修なり維持なりというかたちで捉えてもらいたいんですけども。

市民委員 それは部分的なもので捉えるのではなく、全体的なものを調査して、部分的な工事に対応していくというのだったらわかるんですよ。全体的なものを調査しないで、部分的には勝手にやっていくということ、それを環境にいいようにとやってしまうと、全体的なものが、万が一ですよ、そこにその形体がよくて住んでいた場合にはどうするのかということがあるじゃないですか。だからちゃんとした調査をするってことはそういうことなんですよ。川に配慮したということはわかっている、だがこの根拠がいいものであると言いながら、根拠の無いものなんです、いいという。だれが決めたのか。今回だって16年度の工事だってしょうがなしに提案しているんですよ。

事務局 そうなるとね、維持工事の中で、多自然的なコンクリートを使わない、木と石でやろうというものが、極端にいうと何も出来ないじゃないですか。

市民委員 だから、ただ部分的なものをやるに対しても、全体的な把握をしないままや
っていけば、釣り合いの取れないものが出来てしまう。

事務局 それは極論だと思いますよ。

市民委員 極論じゃないよ、今までの結果論だ。

事務局 部分的に崩れるとか、壊れるところが出来なくなる。

市民委員 緊急工事であればわかりますとっている。

事務局 だから緊急工事を起こさないために維持工事をやっているんです。緊急工事
をやろうとするともうめちゃくちゃになってしまいますよ。

市民委員 維持ということは現況の状態を維持するために工事をやるわけですよ。だ
からそれが釣り合いのとれたものの工法をできるだけ。こういう場所にはこう
いうものが必要だという判定するところがどこかで欲しいんですよ。

事務局 先ほども申しましたように、基礎のコンクリートが浮き上がっている状態、
それを根継ぎしなくてはならない。そうすると現在のあるものでつくるといい
ますと、コンクリートの基礎を壊してコンクリートをうつしかない。

市民委員 いままでと一緒に、こういう工法に変えた方がいいよと。間に合えばいいけ
れども、これしか出来ませんということが、結果ほとんど。今日もそうじゃな
いですか。

事務局 いや、今のところこれが、私の考えられる最良の方法ではないかということ
です。

座長 今の話は、普通だったらコンクリートで根継ぎするような所ですが、これま
で皆さんの意見を聞きまして、こういう木柵のようなかたちでやった方がいい
のではないかという提案でやりたいということです。もしこれではだめだと言
って、では他に何かあるのかという話もありますが、これはこのままにしてお
くと落っこちちゃうんですね。

市民委員 それはわかっているっていうの。現状をもっと把握して、早めに提示して。
今回の様に工事が進んでいったときに、後付けで保全対策をしなければいけ
ないということになると。結局今日だって平井川を見て、工事をなんかやって
いる、だから出来るだけ早めにそういうものについては検討する段階をつくっ
てもらいたい。そうすれば出来ると思う。だって緊急工事で今日か明日ではな
いから。設計して入札してというのがあるわけじゃないですか。

事務局 ただですね、改修工事のように大規模に変えるということではなく、あくま
で現在の危険な状態を最小限に補修しようということですから。先ほど申しま
したように、10年ぐらいで腐ってしまうような、元の土山に戻るようなそう
いう工法なので、それもだめだと言われると、それこそ何もしないでただ災害
を待つというかたちになります。

市民委員 災害とは違うんだって。そこに逃げるからいけないんだって。

市民委員 ちょっといいですか。今の話はいくらやったら変わらないですよ。両方とも違うんだもん観点が全然。要は一貫して言っているのは、どんな工事であっても、その前に工事をする箇所においては、今の状態の、生物の多様性という観点からしてどういう状況があるのかということ进行调查して、それが工事により予測されることを考えて、まずい点であったら未然に防げるだろうと。工事をした後にいったいどうなるか、両方を付き合せて工事が最善であったらどうかを検証していこうという仕組みをつくっていこうとしている最中なんですね。少なくとも連絡会というものはそういう位置付けのはずなんです。今はまだ過渡期ですから、ここで喧々諤々とやることは非常に良いことだと私は思っています。少なくともそういうことをやっていかない限りはどういう工事がこの平井川に一番適切なのか、あるいはこういう場所には適切なのかということはわからないわけですよ。いくらやったら水掛論の繰り返しにすぎない。それをどこかから始めようじゃないかということで、こういう連絡会が出来ているわけですから。これから、今の状況ですから、皆さんそれぞれ思い込みによって違うわけで、良くわかりますけれども、徐々にそういうようなかたちで、良い川づくりが出来ればいいと思います。

座長 今の意見で、先ほどの本質的な話を置いておいて、今年度工事の話をししましたけれど、また本質の話に戻ってきたので。

市民委員 第一印象を伺わしてもらって、事務局の提案して下さったのはすごくいいなと思いを聞いていました。それで市民委員の意見を聞いたら、長いスパンでの調査をしておいて、事務局の提案があっていいかなと思います。長いスパンの調査をしてこなかった流域としては、今後やらなければいけないかなという感じはしています。バードウォッチングしてらっしゃる方いらっしゃいますよね、あの付近は。それで検討期間はどのくらいあるでしょうか。よくご相談いただいてと思います。

市民委員 そのことで維持工事について。平面図なのでよくわからないのですが、3本のこれはどういう。

事務局 これは河床の低下を防ぐ、木の枠を。

市民委員 それがちょっと私はね。

市民委員 大規模なものが秋川の旧ミユキ組のところでやっています。工事をする時に大々的に掘りますが、石を入れて完全に元に戻すと河床の中で枠だけが見えている。秋川のあそこを見て頂けると一番わかりやすいですけど。

市民委員 昭和30年代にやったものが鯉川で残っています。確かに木工沈床自体は悪くない。ただ木工沈床の水深のとり方だとか。このあいだの圏央道の下のところ見てみたらわかるんじゃないですか、水がこうなるのに余計なことをして、まっすぐにやってフトンカゴが上がってきている。あんなことやっちゃうんじゃない

ないかとか、いろいろな予測があるから。

事務局 あれは「叩き」のところだからですよ。ケースバイケースなので。

市民委員 毎週ぐらいにフィールドでご覧になっていらっしゃるの、まだ時間があるので、検討を。

座長 そういう話ができるように。去年は遅く 16 年度工事を出した。今年度は今日出して、暮れから出していましたけれども。改めて 17 年度はこうなりますよと、こういうことをやりたいという事を言っていますので、今はそういうご意見等ありましたら、どんどんお話ししていただきたいと。それについてうちの方の考えも言って、うまく折り合いがつけば一番いいのかなと思っていますので。時間がきましたので、先ほどから調査の本質の話をやっていますが、話が同じようなかたちになるので、先ほどの市民委員が言ったように、過渡期だということに進めざるを得ないのかということで、我々もいままでの整理の仕方と変えてはきているつもりなので、ご意見をどんどん言って頂き、われわれも意見を述べさせてもらい、出来るだけ吸い上げるかたちにできればいいと思っています。時間なので終わろうと思うのですが、なにか。

市民委員 改修工事ですが、私は道路擁壁、L 型擁壁はともかく止めて欲しいと思いますので。道路関係者の方とか、再来年の事ですけど、それが平井川の左岸の端にくる訳ですよ。

事務局 いや、これは山側、田んぼ側です。川には 17 年度工事はさわらないです。畑側です、道路を挟んだ川との反対側に擁壁をつくるということで、今回この場所は道が狭く、歩道がないんですね、片側。川側の方に管理用通路を兼ねたものを協議しているのですけれども、2 m 程度の管理用通路をつけたい、そのために 2 m を畑側にするかたちを考えている。そうすると両側 2 m の歩道ができるということで、あきる野市さんと協議を進めているんですが。

市民委員 これの検討は、どのくらい出来るのですか？

事務局 護岸の検討ですか？

市民委員 道路つくっちゃってとか、18 年度絶対工事とか。

事務局 予算も決まっていますので、計画的に進行しているだけで、ただ L 型擁壁についてはやらせて頂きたいとは思っています。土の中に埋まっているガス管や水道管を早めにやらないと、生活が成り立たないので。

市民委員 湧き水が出ている山側ですね。

事務局 山ではない、道路のすぐ脇に L 型擁壁をつくり、道路を拡幅するイメージで捉えてもらいたい。

座長 函面で、現場を見て頂いて、ご意見等を頂ければ。申し訳ありませんが、とりあえず今日の議論は締めさせていただきますして、事務局からその他がありますので。

(4) その他

事務局 資料をお配りしています。平成 16 年度の活動ということで、近くの人に説明をする時に、何かあったほうがいかなと事務局でつくってみました。会の開催状況について、各分科会の状況ということでつくってみました。もう少し欲しいという事があれば言うていただければお渡しいたします。有効に使って頂ければと思います。

平成 17 年度の全体会の開催については、河川部の説明の中で、白丸で。9 月と 3 月の 2 回開催となっていますが、それでいいかどうか。今後もう少し開いた方がいいという皆さんからのご要望があれば、委員の要請で開くことが可能です。一応今日のところ、予定としては年 2 回程度なので、9 月と 3 月に考えています。必要であれば言うて頂きたいというお願いです。

市民委員 9 月の前にもってくることも出来るのですか。

事務局 それは委員の皆さんの要望があれば開くことになっていますので。

市民委員 それは次回ですか。

事務局 順次。委員の皆さんで、要望があれば。要請して頂き、座長と相談して開く。

市民委員 意見としてはここで盛り上がったところなので、9 月までちょっと何か冷えちゃって、ちょっと早めに。

座長 分科会もありますので、分科会の方でもいいのかと思っています。全体会が必要なものもありますが、分科会が大きいもので、話は進むと思っています。委員の方々に分科会でいいのか、全体会がいいのか調整してもらえば、委員の皆さんの要望に答えて、分科会なり全体会なりを事務局で開催したいと思っています。よろしいでしょうか。では今日はこの辺で、ご苦労様でした。

3. 閉会